平成16年度 答申第2号

(平成16年8月19日)

宝塚市個人情報保護·情報公開審查会

答 申 第 2 号 平成 1 6 年 8 月 1 9 日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市個人情報保護·情報公開審査会 会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について(答申)

平成16年5月6日付け宝塚市教育委員会諮問第1号により諮問を受けた「宝塚市立学校の平成14年度卒業式及び平成15年度入学式における国旗国歌の取り扱いに係る県への報告の元になった市教委の調査資料一式」の情報公開請求に対する情報不存在決定に係る異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

宝塚市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った「宝塚市立学校の平成14年度卒業式及び平成15年度入学式における 国旗国歌の取扱いに係る県への報告の元になった市教委の調査資料一式」(以下「本件文書」という。)につき、情報不存在とした決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

2 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、実施機関が行った本件決定を異議申立人 (以下「申立人」という。)が不服として、本件文書の存在の 確認及びその公開を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- ア 平成14年度の入学式までは、実施機関が国旗国歌の取扱いについて独自に集計して、集計表としてまとめ、県教育委員会 (以下「県教委」という。)に国旗掲揚の有無、国歌斉唱の有無につき口頭報告を行ってきた。その集計表の内容は、各学校ごとに、国旗についてはポールへの掲揚状況、国歌については、式次第の記載の状況、演奏方法、演奏時期、保護者・教職員・児童の斉唱状況、司会者の各項目を一覧表にまとめたもの(以下「集計表」という。)である。
- イ 平成14年度の卒業式からは、県教委が文書での報告を求めるようになったが、国歌を斉唱したかしないかの判定は微妙なものもあり、その状況もあわせて校長又は教頭から報告を受けていると思われる。
- ウ 宝塚市内には、小学校、中学校、養護学校合わせて37校あるが、実施機関の担当者が文書にまとめずに、県教委へ報告を上げるとは考えられない。現在もその集計表を作成しているはずである。
- エ 集計表を作成していないならば、引き続き作成してもらいたい。

3 実施機関の説明

実施機関の情報不存在決定理由説明書及び口頭による説明は、次のとおりである。

(1) 平成14年度卒業式から県教委への報告が、口頭報告から文 書報告に変更となったことを受け、平成14年度入学式まで口 頭報告をするために作成していた申立人が主張する集計表の 作成は廃止した。

(2) 平成14年度卒業式の国旗国歌の取扱い状況についての調査方法は、県教委への報告様式をコピーした用紙に、実施機関の担当者が卒業式終了後、校長又は教頭に電話で問い合わせし、口頭で確認した内容を該当項目別に学校名を記入する方法で下書きしたのち、提出用報告用紙に清書する方法で行った。

県教委へ報告する意思決定を行うための決裁を起案した際、報告様式をコピーした集計用の下書き用紙と清書した報告用紙との内容点検を行い、下書きに使用した用紙は、直ちに廃棄したので調査資料として保管しているものはない。

- (3) 平成15年度入学式における国旗国歌の取扱いに関する調査についても平成14年度卒業式と同様の調査方法をとったので、下書き用紙は廃棄して保管していない。
- (4) 以上のとおりであるから、本件文書は不存在である。

4 審査会の判断

(1) 本件文書の存否について

平成14年度の入学式までは、宝塚市立学校の卒業式及び入学式の国旗国歌の取扱いについての状況は、実施機関の担当者が各学校の校長又は教頭に電話で問い合わせて調査し、その調査結果を集計表にまとめ、それを元に県教委に口頭報告を行っていたことが認められる。

平成14年度の卒業式からは、県教委が報告方式を口頭報告から文書報告に変更し報告様式を指定したため、実施機関はその報告様式で回答するのに必要な項目のみの調査に調査項目を変更したことが認められる。

当審査会が事務局職員をして調査したところ、県教委への報告に関する決裁書には、申立人が言う集計表の添付はなく、実施機関の担当者が一時的に作成した集計用下書き用紙の存在も確認できなかった。

以上のとおり、本件文書は存在しないことが認められた。

(2) 本件文書の作成義務について

平成14年度の入学式まで作成していた集計表については、 県教委へ口頭報告する際に県教委の担当者によってはいかなる項目まで聞き取るかわからないので、相当詳細に調査していたことが伺えるが、この集計表を作成しなければならないとする法的根拠は見当たらない。また、平成14年度卒業式から作成をしなくなったことについても同様である。 県教委からの通知を見ると、指定の様式による報告を求めるのみで、その他の文書や資料の提出は求めていない。また、指定の様式には備考欄が設けられていたが、県教委から備考欄の使用の指示はなかった。

(3) 本件文書作成の合理的理由の有無について

平成14年度卒業式から県教委が指定した報告様式は、国旗掲揚については「掲揚した」、「掲揚しなかった」の2つの選択欄に、国歌斉唱については、「斉唱した」、「メロディのみ」、「両方なし」の3つの選択欄に、それぞれ学校名を記入するだけの簡単な内容になっており、県教委からの通知を見る限りは、この報告をするために集計表を作成しなければならない合理的理由はないと考える。

(4) 実施機関の調査資料の管理について

平成14年度卒業式からは、県教委が文書報告に変更したため、実施機関の担当者は報告用紙をコピーした用紙にいったん下書きとして書き込み、報告用紙に転記した後は、下書き日間様の扱いで処分している。これは、実施機関が各学校に文書で照会し各学校から文書により報告を受けているとすれば、報告書作成の元資料として一定期間保存することも考えられるが、担当者が電話照会による聞き取りという方法で報告はと同様のコピーに下書きした程度のものであることから、一時的なメモとして担当者が処分したとしても文書取扱いの義務に違反するものではない。

以上のとおり、本件文書、その他調査資料は存在せず、また、存在しなければならないとする理由も認められないので、実施機関の行った本件決定は妥当である。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護·情報公開審查会委員名簿

	氏	名					役				職				等				
荒	JII	雅	行	関	西	学	院	大	学	法	科	大	学	院	教	授	(刑	」法)
植	木	壽	子	弁	護	士	(大	阪	弁	護	士	会)					
在 (会	原長代	明 理)	則				院 法		学	大	学	院	司	法	研	究	科	教力	受
中	村	留	美	弁	護	士	(兵	庫	県	弁	護	士	会)				
平(会	松 長)	毅		大	東	文	化	大	学	法	科	大	学	院	教	授	(憲	长 法)

2 審査過程

	日	程	内容
1	平成 1 6 年	5月6日	諮 問
2	平成 1 6 年	6月 7日	異議申立人による陳述、実施機関による非公開理由説明及び審査
3	平成 1 6 年	7月22日	審査
4	平成16年	8月19日	答 申